

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（仮称）案

平成 27 年 11 月 11 日

自治行政局住民制度課

1 制度概要

平成 14 年に成立した、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法という。」）は、申請、届出等をはじめとする法令に基づく行政機関等の手続について、書面による手続に加え、個別法令の改正なくオンラインによる手続も可能とするため、通則的な法律として制定された。法においては、手続等について「主務省令で定めるところにより」オンライン化することができる、とされていることから、オンライン化を行う場合には、各府省庁において、主務省令を策定することが必要となる。

今回、改正対象となる、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号。以下「規則」という。）は、複数の省庁で共管している関係法令をオンライン化したい場合の手続を定めるものになる。

2 改正概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下「番号整備法」という。）第 31 条の規定により、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）が改正されたことに伴い、規則についても以下のような規定の整備を行う。

- 規則中に引用されている公的個人認証法の法律名を改正（規則第 2 条第 2 項第 6 号）
- 個人番号カードの交付申請手続（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号。以下「番号施行令」という。）第 13 条第 1 項）等について、手続のオンライン化を行うため、規則の別表（第 2 条関係）に番号施行令の所管省庁である、「内閣府、総務省及び財務省」を新設第五の二として追加する。

3 根拠法令

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条第 1 項

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第 1 条、第 2 条、別表

4 施行期日等

施行日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月 1 日）
公布日 平成 27 年 12 月下旬公布予定。

○ 関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号） 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 関係行政機関 一の法令を所管している複数の行政機関（法第二条第二号イに掲げるものをいう。以下同じ。）であつて別表各号に掲げるものをいう。</p> <p>二 共管申請等 法令中同一の規定に基づき関係行政機関に属する複数の行政機関に同一内容の書面等若しくは電磁的記録を提出すべきこととされている申請等又は複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立若しくは監督に関する申請等であつて、当該複数の行政機関が定めるものをいう。</p> <p>三 窓口行政機関 共管申請等が行われるべき複数の行政機関のうち、当該共管申請等が行われるべき行政機関として当該複数の行政機関が定めるものをいう。</p> <p>四 窓口以外の行政機関 共管申請等が行われるべき複数の行政機関のうち、窓口行政機関以外のものをいう。</p> <p>五 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 関係行政機関 一の法令を所管している複数の行政機関（法第二条第二号イに掲げるものをいう。以下同じ。）であつて別表各号に掲げるものをいう。</p> <p>二 共管申請等 法令中同一の規定に基づき関係行政機関に属する複数の行政機関に同一内容の書面等若しくは電磁的記録を提出すべきこととされている申請等又は複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立若しくは監督に関する申請等であつて、当該複数の行政機関が定めるものをいう。</p> <p>三 窓口行政機関 共管申請等が行われるべき複数の行政機関のうち、当該共管申請等が行われるべき行政機関として当該複数の行政機関が定めるものをいう。</p> <p>四 窓口以外の行政機関 共管申請等が行われるべき複数の行政機関のうち、窓口行政機関以外のものをいう。</p> <p>五 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。</p>

六 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機において識別することができるものに限る。）であつて、次に掲げるものをいう。

- イ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの
- ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ハ 電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ニ その他行政機関等が定めるもの

別表（第二条関係）

一～四 （略）

五 内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省

五の二 内閣府、総務省及び財務省

六 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省

七～九十三 （略）

六 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機において識別することができるものに限る。）であつて、次に掲げるものをいう。

- イ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの
- ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ハ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定するもの

ニ その他行政機関等が定めるもの

別表（第二条関係）

一～四 （略）

五 内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省

（新設）

六 内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省

七～九十三 （略）